

訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業 料金表

訪問介護費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割、または3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
身体介護	20分未満	167	1903円	191円	381円	571円
	20分以上30分未満	250	2850円	285円	570円	855円
	30分以上1時間未満	396	4514円	452円	903円	1355円
	1時間以上1.5時間未満	579	6600円	660円	1320円	1980円
	1時間を超えて30分を増すごとに	+84	957円	96円	192円	288円
生活援助	20分以上45分未満	183	2086円	209円	418円	626円
	45分以上	225	2565円	257円	513円	770円

* 夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合は上記単位数の25%増
* 深夜(22:00～6:00)の場合 上記単位数の50%増
* 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
初回加算	1月につき	+200	2280円	228円	456円	684円
緊急時訪問介護加算	1回につき(身体介護について算定)	+100	1140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	+100	1140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	+200	2280円	228円	456円	684円
1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)				※基本サービス費+各種加算		
	要件		処遇改善加算の単位数	利用料(10割分)		
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所		介護報酬総単位数×13.7% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価	
訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所		介護報酬総単位数×4.2% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価	
介護職員ベースアップ等支援加算	ベースアップ等要件及び処遇改善加算要件を満たす事業所		介護報酬総単位数×2.4% ※1単位未満の端数は四捨五入		左の単位数× 1単位の単価	

介護予防・日常生活支援総合事業費

法定代理受領の場合は下記金額の1割、2割、または3割。
(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用(要支援1・2)	1,141	1月につき 13007円	1301円	2602円	3903円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用(要支援1・2)	2,279	1月につき 25980円	2598円	5196円	7794円
訪問型サービスⅢ	(Ⅱ)を超える利用(要支援2)	3,615	1月につき 41211円	4122円	8243円	12364円

【その他加算】

		(単位数)	費用額(10割分)	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
初回加算	1月につき	+200	2280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1月につき	+100	1140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1月につき	+200	2280円	228円	456円	684円
1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定)				※基本サービス費+各種加算		

* 法定代理受領の場合は上記金額の1割、2割、または3割。

(ただし、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

* 原則として月途中からのサービス開始又は終了の場合であっても日割り計算は行わない。

(ただし、月途中に ①要介護から要支援に変更となった場合、②要支援から要介護に変更となった場合、③同一保険者管内での転居等により事業所を変更とした場合、④月途中で要支援度が変更となった場合、⑤同月内に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用した場合は、日割り計算を行う。)